

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成 18 年に「障害者の権利に関する条約」が国連で採択され、翌年に我が国も署名しました。署名の後、国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、様々な国内法の整備が進められ、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消」といいます。）」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。これらの法整備を受けて、我が国は、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准しました。

本市では、これらの条約や法令の理念を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（以下「石巻市共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」といいます。）」が平成 29 年 9 月に制定され、この計画の開始年度である平成 30 年 4 月に施行となります。

石巻市第 3 次障害者計画では、「共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ」を基本理念に、障害への理解の促進と支えあう市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を推進するため、施策の方向性を明らかにしています。

障害福祉計画は、石巻市共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例の理念及び障害者計画の基本的な考え方をもとに、サービスの提供体制の整備を推進するための計画です。第 4 期障害福祉計画が、平成 29 年度末に計画の終了を迎えることから、この度、第 5 期障害福祉計画として、平成 30 年度からの新たな計画を策定するものです。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法の一部改正により、「障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、第 1 期障害児福祉計画と合わせて策定しています。

2. 法令の根拠

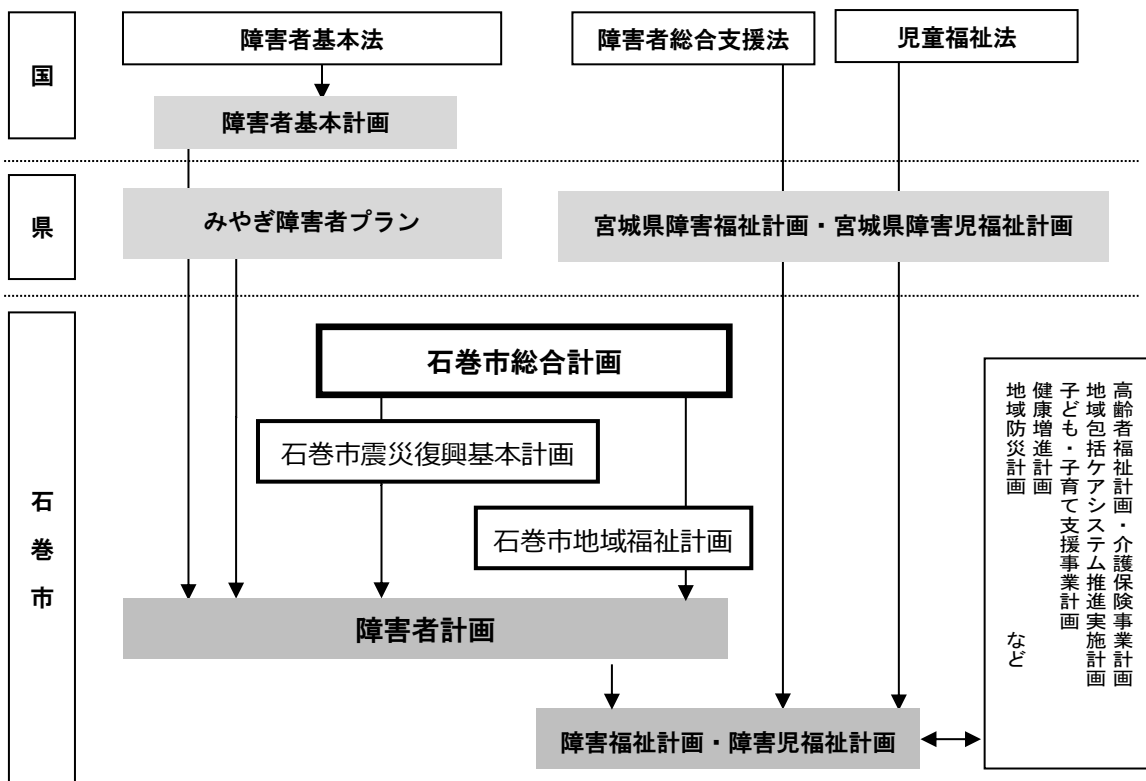
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条（市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする）に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して3年ごとに定めるものです。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を定めるものとされました。なお、「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

3. 計画の性格と計画の期間

上位計画である「石巻市総合計画」や、東日本大震災後の復興の方向性を示す「石巻市震災復興基本計画」、障害者施策の基本的な方向性を示す「第3次障害者計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

また、次期計画では、より実効性のある計画とするため、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間を合わせ、一体化を図ります。



①石巻市障害者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画・・・平成 29 年度～平成 32 年度（4年間）

②石巻市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく3年の計画・・・平成 30 年度～平成 32 年度（3年間）

③石巻市障害児福祉計画

児童福祉法に基づく3年の計画・・・・・・・・平成 30 年度～平成 32 年度（3年間）

【計画の期間】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者計画（4年間）	第3次				第4次		
障害福祉計画（3年間）		第5期			第6期		
障害児福祉計画（3年間）		第1期			第2期		
総合計画	石巻市総合計画（H19 年度～32 年度）						
地域福祉計画（5年間）	石巻市地域福祉計画（H29 年度～33 年度）						
震災復興基本計画	石巻市震災復興基本計画（H23 年度～32 年度）						

4. 計画の策定体制

この計画の策定体制と各主体の役割は、以下のとおりです。

①石巻市

この計画の決定機関です。

計画内容を協議していただく石巻市障害福祉推進委員会の意見を尊重した上で、本市が計画を決定します。

②石巻市障害福祉推進委員会

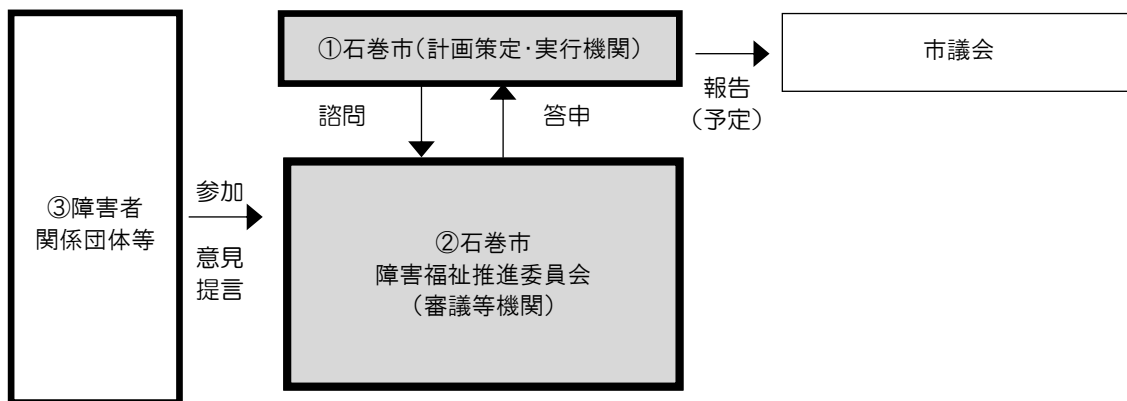
障害者基本法第36条第4項に規定されている合議制の機関で、本市の障害者施策に係る市長の諮問機関です。

障害者団体の代表や有識者、関係機関等で構成され、計画の策定や推進に関する意見や助言をいただきます。

③障害者、市民、関係団体等

この計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

アンケート、ヒアリング、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきます。



5. 計画の推進体制

①推進体制と計画の進行管理

この計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながらこの計画を推進します。

また、障害者計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、毎年度、この計画の実施状況を点検・評価します。

②自立支援協議会

自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業のうち地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。本市では、女川町と共同で設置しています。

③関係機関・ボランティア団体との連携体制

この計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、ボランティア団体や障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

④計画の普及・啓発

この計画について、計画書のほか、概要版や市報、市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

⑤PDCAサイクルによる進捗管理

この計画の実現に向けて、計画の進捗状況を石巻市障害福祉推進委員会において把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として見直しを行います。

